

茨城県県民総参加医師紹介報奨金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、政策医療を確保するという観点から選定した、特に早急な対応が必要な「最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科（以下「対象病院」という。）」の医師を確保するため、対象病院での勤務を希望する医師（以下「勤務希望医師」という。）に関する情報を提供した者（以下「情報提供者」という。）及び勤務希望医師に対し、対象病院が当該医師を採用した場合に、予算の範囲内において報奨金を交付するものとし、その報奨金の交付に関しては、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 対象病院 別表1に掲げる医療機関・診療科をいう。

(2) 情報提供者 知事に勤務希望医師に関する情報を提供する法人及び個人をいう。

(3) 勤務希望医師 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了し、対象病院に常勤（1日8時間程度勤務し、1週間で32時間以上かつ週4日以上勤務することをいう。）かつ3年以上勤務しようとする医師で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。ただし、現に対象病院のいずれかに勤務する医師を除く。

ア 自治医科大学を卒業した医師（茨城県が実施する第1次試験を受験し同大学に入学した者に限る。）のうち自治医科大学医学部修学資金貸与規程（昭和47年4月1日制定）第7条第1項の規定により修学資金の返還の債務を免除された者

イ 茨城県医師修学資金貸与条例（平成18年茨城県条例第47号）に基づく修学資金の貸与を受けた医師のうち同条例第14条第1項の規定により修学資金の返還の債務を免除された者

ウ 自治医科大学を卒業した医師（茨城県が実施する第1次試験を受験し同大学に入学した者に限る。）以外の者

エ 茨城県医師修学資金貸与条例（平成18年茨城県条例第47号）、茨城県地域医療医師修学資金貸与条例（平成20年茨城県条例第36号）及び茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例（平成29年茨城県条例第33号）に基づく修学研修資金の貸与を受けた医師以外の者

(4) 報奨金 情報提供者からの情報により、県が斡旋活動を行った結果、対象病院において医師の採用に至った場合に、県が情報提供者及びその医師（以下「採用医師」という。）に対して支払う報奨金をいう。

(申請等の方法)

第3条 この報奨金の交付にあたり、申請等は電子申請・届出システムにより行うことを原則とするが、紙による申請を行うことも認めることとする。また、各種申請等に必要な書類は、別表2のとおりとする。

(情報提供の方法)

第4条 勤務希望医師に関する情報の提供は、原則として、情報提供者が医師紹介書（様式第1号）を知事へ直接提供する方法により行うものとする。

(情報提供者の要件)

第5条 情報提供者は、勤務希望医師が対象病院に勤務を開始するまでの間、県及び対象病院と当該医師との仲介を行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、情報提供者となることができない。

- (1) 医師紹介書に記載されている勤務を希望する対象病院の役員及び職員（配偶者及び一親等に当たる者を含む。）
- (2) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する者
- (3) 地方公務員（特別職の地方公務員を含む。）及び国家公務員（特別職の国家公務員（国会議員を含む。）を含む。）を含む。
- (4) 県又は県内市町村の出資法人等の役職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県が不相当と認める者

（医師紹介書受理書の交付）

第 6 条 知事は、第 4 条の規定により情報提供者から医師紹介書が提出されたときは、その内容を審査し適当と認めるときは、医師紹介書受理書（様式第 2 号。以下「受理書」という。）を交付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 知事が既に把握している勤務希望医師に関する情報であるとき。
- (2) 前号のほか、県が不相当と認めるとき。

（情報提供者に対する採用決定通知）

第 7 条 知事は、前条の受理書を交付した日から 1 年以内（知事がやむを得ない事情があると認められた場合は、6 月を限度に期間を延長することができる。）に対象病院から報告を受け、採用医師が 1 月以上勤務した場合は、採用決定通知書（様式第 3 号）を情報提供者に送付するものとする。

（報奨金の額及び交付申請の時期）

第 8 条 報奨金の交付額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 情報提供者 30 万円
- (2) 採用医師 50 万円

2 交付申請の時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 情報提供者 前条の規定により採用決定の通知を受けた後、知事が別に定める日まで
- (2) 採用医師 対象病院での勤務期間が 3 月以上経過した後、知事が別に定める日まで

（交付申請）

第 9 条 報奨金の交付を受けようとする者は、報奨金交付申請書（様式第 4 号）を、知事に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第 10 条 報奨金の交付決定の通知は、報奨金交付決定通知書（様式第 5 号）により行うものとする。

（報奨金の請求）

第 11 条 前条の規定により報奨金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに報奨金請求書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

（報奨金の交付）

第 12 条 知事は、前条の規定により報奨金の請求があったときは、速やかに交付決定者に対し、報奨金を交付するものとする。

（報奨金の返還）

第 13 条 知事は、交付決定者が偽りその他不正な手段により報奨金の交付を受けた場合は、報奨金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 14 条 この要項に定めるもののほか、報奨金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和元年（2019 年）7 月 4 日から施行する。
- 2 この要項は、次年度以降の各年度において、当該報奨金に係る予算が成立した場合に、当該報奨金にも適用するものとする。

別表第 1（第 2 条関係）

医療圏	医療機関名	診療科
日立	(株)日立製作所日立総合病院	小児科
常陸太田・ひたちなか	常陸大宮済生会病院	内科
鹿行	神栖済生会病院	整形外科
土浦	総合病院土浦協同病院	産婦人科
取手・竜ヶ崎	JA とりで総合医療センター	小児科

別表第 2（第 3 条関係）

内容	必要書類	電子申請 の場合	紙申請 の場合
情報提供	医師紹介書（様式第 1 号）	不要	要
交付申請	交付申請書（様式第 4 号）	不要	要
請求	請求書（様式第 6 号）	不要	要